

第447回東京地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料1 東京地方最低賃金審議会 委員名簿（第49期）

資料2 2025年 春季賃上げ要求・妥結状況（2025年5月15日現在）

資料3 労働経済関係資料

資料4 賃金引き上げの支援策及び業務改善助成金のご案内

資料5 令和6年度 地域別最低賃金改定状況

東京地方最低賃金審議会委員名簿（第49期）

令和7年5月17日任命

（公益代表委員）

いし げ あき のり 石 毛 昭 範	拓殖大学商学部 教授
かん き ち か こ 神 吉 知 郁 子	東京大学大学院政治学研究科 教授
なが なお きょう こ 永 縄 恭 子	弁護士
なり た たい こ 成 田 妙 庫	特定社会保険労務士
はら まさ と 原 昌 登	成蹊大学法学部 教授
ほん だ あつ こ 本 田 敦 子	弁護士

（労働者代表委員）

おお しま た ろう 大 島 太 郎	基幹労連東京都本部 事務局長
かね こ とみ のり 金 子 富 紀	電機連合東京地方協議会 事務局長
さわ のぼり ゆう こ 澤 登 祐 子	UAゼンセン東京都支部 次長
せい の あきら 清 野 彰	JAM東京千葉 書記長
つち や りょう 土 屋 亮	運輸労連東京 執行委員長
みや ざわ のり こ 宮 澤 典 子	日野自動車労働組合 本社支部 支部長

（使用者代表委員）

おお つじ とし ふみ 大 辻 俊 文	TOPPANエッジ株式会社 総務部部長
か どう ひとし 加 藤 仁	東京都中小企業団体中央会 常勤参事
かみ なお たけ 神 尚 武	一般社団法人東京経営者協会 総務部長
きよ た もと ひろ 清 田 素 弘	東京商工会議所 産業政策第二部 担当部長
こ ばやし ひと し 小 林 仁 志	首都商工協同組合 理事
ほう たい ゆう すけ 布 袋 悠 介	三菱重工業株式会社 HR戦略部 次長

（五十音順）



2 要求状況 (加重平均)

2025年 春季賃上げ 要求状況 (加重平均)

2025年5月15日 現在

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全 都)

産 業 区 分	平均 年齢	平均賃金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃上げ率
			件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額			
漁 業	35.0	278,360			1	13,000			1	13,000	-7.14	14,000	4.67
鉱業、採石業、砂利採取業													
建 設 業	38.2	354,795	4	16,633	2	22,833	7	18,598	13	18,742	8.16	17,328	5.28
製 造 業	40.8	349,090	34	19,469	41	18,491	88	19,665	163	19,570	5.98	18,465	5.61
食料品、たばこ	39.2	330,446			3	17,669	16	19,656	19	19,575	-0.68	19,709	5.92
織 績、衣服	42.8	335,320	1	10,352	1	18,476	3	19,339	5	19,045	3.62	18,379	5.68
木材、家具・装飾品													
パルプ、紙、紙製品	42.5	303,789			3	19,101	3	15,967	6	16,454	7.93	15,245	5.42
印刷・同関連	42.0	281,411	6	25,655	1	7,199	2	13,754	9	16,681	5.61	15,795	5.93
内 化 学 工 業	39.7	367,983	2	37,028	8	20,164	11	19,941	21	20,249	18.98	17,019	5.50
石油・石炭製品													
プラスチック製品													
ゴ ム 製 品	40.8	337,539	1	12,000	1	15,952	1	14,531	3	15,509	33.57	11,611	4.59
なめし革・毛皮													
窯業・土石製品	38.8	318,862	2	14,985	2	18,703	2	12,854	6	14,298	27.15	11,245	4.48
鉄 鋼 業	38.7	325,727			1	13,000	4	21,751	5	21,227	-32.62	31,504	6.52
非 鉄 金 属	39.2	323,515					5	18,801	5	18,801	-14.37	21,955	5.81
金 属 製 品	41.7	286,430	2	16,121	3	19,088	1	28,000	6	18,554	14.87	16,152	6.48
機械器具製造業	40.4	368,411	11	17,366	8	15,399	15	18,145	34	17,743	0.97	17,573	4.82
電子部品・デバイス、電子回路製造業	40.9	354,327	5	15,146	5	23,349	9	20,957	19	20,998	22.76	17,105	5.93
電気機械器具	43.2	348,921	1	25,000	1	15,400	2	18,348	4	18,283	24.94	14,634	5.24
情報通信機械器具製造業	42.6	352,835	1	13,721	1	17,000	6	24,121	8	23,933	27.72	18,739	6.78
輸送用機械器具	39.9	351,472	2	20,690	2	20,381	7	19,316	11	19,360	-2.60	19,877	5.51
その他製造	42.9	339,849			1	22,129	1	13,000	2	13,334	-17.80	16,222	3.92
電気・ガス・熱供給・水道業	35.8	320,000	1	20,000					1	20,000	35.78	14,730	6.25
情報通信業	39.4	314,329	24	17,822	3	20,344	9	14,941	36	15,225	11.72	13,628	4.84
内 通 信・放 送	38.0	403,669					1	20,200	1	20,200	-9.82	22,400	5.00
情報サービス	39.5	307,668	1	20,728	1	17,000	8	14,792	10	14,845	13.78	13,047	4.83
情報制作(出版等)	39.9	383,881	23	17,603	2	23,209			25	19,251	0.03	19,245	5.01
運輸業、郵便業	41.0	329,125	6	12,700	6	17,819	17	18,220	29	18,182	1.71	17,877	5.52
内 私 鉄・バ ス	40.8	339,796	1	17,400	4	17,973	6	20,296	11	20,064	0.48	19,968	5.90
道路貨物運送	44.5	310,334	3	14,879	1	16,000	7	13,371	11	13,403	-11.95	15,222	4.32
駅その他運輸	36.9	338,504	2	7,750	1	17,000	4	21,670	7	21,601	16.91	18,477	6.38
卸売・小売業	43.2	335,208	4	15,377	6	16,347	23	16,805	33	16,764	4.43	16,053	5.00
金融・保険業	38.8	355,648			2	13,099			2	13,099	-14.36	15,295	3.68
不動産業、物品賃貸業													
学術研究、専門・技術サービス業	41.1	288,638	1	3,625	2	37,123	2	17,444	5	19,078	11.03	17,183	6.61
宿泊業、飲食サービス業	39.2	317,579	1	17,000	2	16,029	5	22,882	8	21,986	2.05	21,545	6.92
生活関連サービス業、娯楽業	40.3	277,339			1	15,000	1	14,327	2	14,497	3.63	13,989	5.23
医 療、福 祉	41.1	338,975	1	55,299	1	20,000	1	50,000	3	42,390	21.94	34,764	12.51
教育、学習支援	51.3	559,328	5	24,283	1	24,629			6	24,549	-7.54	26,551	4.39
複合サービス事業	50.0	235,000					1	20,500	1	20,500	5.13	19,500	8.72
サービス業(その他)	43.1	304,123	2	22,064			4	18,973	6	19,129	18.84	16,096	6.29
総 平 均	40.9	336,015	83	19,118	68	18,026	158	18,453	309	18,437	5.54	17,469	5.49

(注) (1) 金額は原則として組合員平均である。

(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

3 妥結状況（加重平均）

2025年 春季賃上げ 妥結状況（加重平均）

2025年5月15日 現在

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全 都)

区 分 産 業	平均 年 齢	平均賃金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃上げ率
			件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額			
漁 業	35.0	278,360			1	13,000			1	13,000	15.04	11,300	4.67
鉱業、採石業、砂利採取業													
建 設 業	38.1	332,252	4	10,693	2	21,563	3	16,355	9	16,392	25.54	13,057	4.93
製 造 業	40.6	350,551	23	14,141	33	15,580	71	17,523	127	17,305	0.36	17,243	4.94
食品・たばこ	39.2	333,089			2	13,627	14	19,140	16	18,937	-2.92	19,507	5.69
繊維・衣服	42.8	335,320	1	10,352	1	10,440	3	17,261	5	16,475	3.73	15,883	4.91
木材、家具・装飾品													
パルプ、紙、紙製品	42.5	303,789			3	16,042	3	10,540	6	11,395	13.12	10,073	3.75
印刷・同関連	42.5	289,607	3	7,432	1	6,005	2	14,410	6	12,946	9.62	11,810	4.47
化 学 工 業	39.5	381,086	1	3,613	5	19,702	7	18,405	13	18,644	7.47	17,348	4.89
石油・石炭製品													
プラスチック製品													
ゴ ム 製 品	40.8	337,539	1	6,000	1	19,452	1	10,264	3	16,708	51.97	10,994	4.95
なめし革・毛皮													
窯業・土石製品	38.8	318,862	2	12,327	2	20,662	2	13,747	6	14,845	42.21	10,439	4.66
鉄 鋼 業	38.1	324,388			1	10,000	2	19,055	3	18,361	-52.44	38,603	5.66
非 鉄 金 属	39.2	323,515					5	18,394	5	18,394	-13.03	21,151	5.69
金 属 製 品	40.4	281,870	1	11,000	2	15,956			3	15,875	37.80	11,520	5.63
機械器具製造業	40.6	372,070	9	15,731	6	15,804	11	17,655	26	17,340	6.50	16,282	4.66
電子部品・デバイス、電子回路製造業	40.9	359,074	2	13,382	4	17,446	8	19,973	14	19,309	15.87	16,664	5.38
電気機械器具	43.2	348,921	1	7,200	1	14,900	2	16,047	4	16,005	9.62	14,601	4.59
情報通信機械器具製造業	41.3	365,856			1	13,000	3	14,404	4	14,244	30.31	10,931	3.89
輸送用機械器具	39.9	351,472	2	15,796	2	9,960	7	18,278	11	18,027	-7.13	19,410	5.13
そ の 他 製 造	42.9	339,849			1	13,865	1	13,776	2	13,779	27.44	10,812	4.05
電気・ガス・熱供給・水道業													
情 報 通 信 業	39.3	308,974	15	10,966	2	16,468	7	13,688	24	13,661	8.36	12,607	4.42
内 通 信・放 送	38.0	403,669					1	7,920	1	7,920	1.67	7,790	1.96
情報サービス	39.3	303,265	1	19,139			6	13,870	7	13,889	8.33	12,821	4.58
印刷制作(出版等)	39.5	365,985	14	9,888	2	16,468			16	12,657	12.00	11,301	3.46
運輸業、郵便業	40.9	329,529	5	5,320	3	13,127	16	14,529	24	14,458	1.74	14,211	4.39
内 私 鉄・バ ス	40.5	342,912			2	12,892	6	18,924	8	18,522	9.50	16,915	5.40
道路貨物運送	44.5	310,334	3	3,776	1	15,000	7	7,025	11	7,071	-18.40	8,665	2.28
駅 その他運輸	37.0	336,957	2	7,750			3	18,734	5	18,679	4.84	17,817	5.54
卸 売・小 売 業	43.5	342,721	3	13,080	5	14,850	18	14,297	26	14,325	3.31	13,866	4.18
金 融・保 険 業	38.8	355,648			2	13,291			2	13,291	19.48	11,124	3.74
不動産業、物品賃貸業													
学術研究、専門・技術サービス業	41.0	288,950	1	3,625			2	19,809	3	19,430	11.17	17,477	6.72
宿泊業、飲食サービス業	37.9	319,729	1	9,186	2	16,090	3	27,120	6	24,932	-3.21	25,760	7.80
生活関連サービス業、娯楽業	40.3	277,339			1	12,500	1	14,327	2	13,866	6.21	13,055	5.00
医 療、福 祉	41.0	340,695			1	20,000	1	5,746	2	9,735	5.16	9,257	2.86
教育、学習支援	45.7	271,297	5	10,137					5	10,137	2.14	9,925	3.74
複合サービス事業	50.0	235,000					1	15,800	1	15,800	13.57	13,912	6.72
サービス業(その他)	43.7	303,128	1	11,000			4	11,583	5	11,578	41.09	8,206	3.82
総 平 均	40.8	334,739	58	11,891	52	15,303	127	15,683	237	15,598	3.07	15,133	4.66

(注) (1) 金額は原則として組合員平均である。

(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

4 過去 10 年間の要求・妥結結果 (2016 年～2025 年)

年	要 求			妥 結		
	金額 (円)	対前年比 (%)	賃上げ率 (%)	金額 (円)	対前年比 (%)	賃上げ率 (%)
2016	8,400	△11.93	2.64	5,664	△10.48	1.78
2017	8,112	△4.91	2.57	5,496	△5.23	1.74
2018	8,203	3.78	2.56	5,739	8.36	1.79
2019	8,569	△1.27	2.72	6,001	△4.79	1.90
2020	8,875	△1.00	2.87	5,594	△3.62	1.80
2021	8,037	△11.66	2.51	5,862	△1.74	1.83
2022	9,160	17.74	2.90	6,866	20.50	2.16
2023	12,837	35.11	4.00	12,642	81.04	3.92
2024	17,159	31.10	5.24	15,670	42.44	4.78
2025 (5月15日現在)	18,437	5.54	5.49	15,598	3.07	4.66

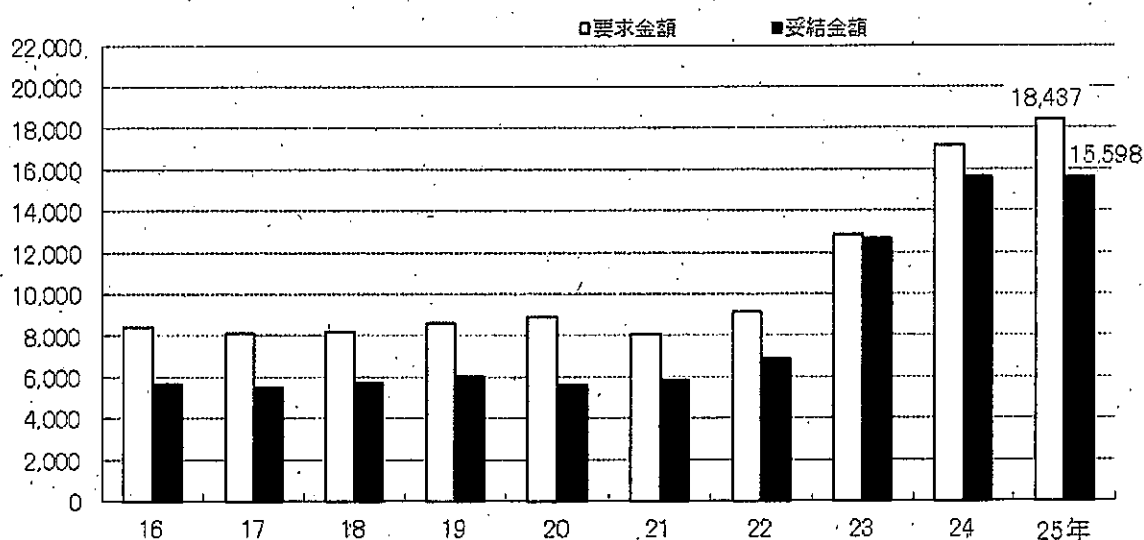
(注 1) 2025 年を除いて、各年とも東京都の最終結果である。

(注 2) 数値は加重平均 (組合員一人当たりの平均) である。

(注 3) 「対前年比」は同一労組の前年実績との比較であり、前年最終結果との比較ではない。

要求金額・妥結金額の推移

(円)



注 2025 年は中間発表の数値である一方、2024 年以前は最終結果の数値であるため、単純に比較はできない。

労働経済関係資料 (その1)

年 月	東京 都										全 国										労働市場						
	雇用・賃金・労働時間「毎月労働統計調査」										東京 都										労働市場						
	現金給与総額（月間）					総労働時間数（月間）					現金給与総額（月間）					総労働時間数（月間）					求人倍率（率調値）						
	常用労働者数 （千人）	総額	定期給与	特別給与	総産業計	所定内	所定外	総額	定期給与	特別給与	産業計	所定内	所定外	現金給与指数	総労働時間指数	所定内	所定外	新 規	有 効	新 規	有 効	求人倍率（率調値）	求人倍率（率調値）				
																						（倍）		（倍）			
																						（倍）					
</																											

(注) 1) 「毎月東京の産業・雇用統計」(東京都産業労働局総務部企画課発行)を基に、最新データを資料出所欄の各調査結果から追記している。

2) pは連乗値、rは連乗値に修正、△は減少を示している。

3) 前年比、前年同月比は抽出率にギャップ修正値で算出するので、実数とは必ずしも一致しない。

4) 求人倍率は、新規卒を除き、パートタイム労働者を含んだ数値である。年については実数値である。

5) 「毎月労働統計調査」は、常用労働者5人以上の事業所を対象。「定期給与」には所定内給与及び所定外給与を含む。なお、東京都の特別給与は前年比・前年同月比が公表されていない。

6) 実質賃金指数=名目賃金指数(現金給与総額)÷東京都都消費物価指数×100

労働関係資料(その2)

年 月	鑑工業指数				所待・消費				物価指数				企業倒産						
	東京都工業指数				東京23区				全 国				東 京 都						
	鑑工業指数(全国)				消費支出				可処分所得				件 数						
	生産	出荷	在庫	在庫	実収入	可処分所得	消費支出	実収入	可処分所得	消費支出	全国	東京23区	令和2年=100	令和2年=100	件数	負債額 (百万円)	大型倒産 (負債額10 億以上)	件数	負債額 (百万円)
令和2年	100.0	100.0	108.9	92.6	702	562	343	610	499	306	278	100.0	100.0	1,392	239,239	53	7,773	1,220,046	
令和3年	107.4	105.9	99.1	98.5	730	583	357	605	493	309	279	99.8	99.8	1,126	405,147	44	6,030	1,150,703	
令和4年	110.1	106.5	115.5	103.9	684	551	350	618	501	321	291	101.9	102.1	1,151	321,542	39	6,428	2,331,443	
令和5年	106.2	101.8	91.4	103.9	721	576	363	608	495	319	294	105.0	105.2	1,597	718,090	80	8,690	2,402,645	
令和6年	107.2	100.4	109.9	98.8	772	620	373	636	523	325	300	107.2	107.9	1,782	539,062	66	10,006	2,343,538	
令和6年1月	97.0	90.3	86.5	102.3	653	526	369	497	408	313	289	106.4	106.4	131	22,130	3	701	79,123	
2月	97.0	90.3	86.5	102.3	653	526	369	497	408	313	289	106.4	106.4	131	22,130	3	701	79,123	
3月	102.4	96.7	86.1	102.9	683	544	421	514	420	354	319	106.5	106.8	122	36,117	4	712	139,596	
4月	104.3	97.5	92.0	102.4	705	559	426	566	453	345	313	106.4	107.1	163	24,584	4	906	142,252	
5月	107.0	101.7	92.7	102.8	732	482	400	500	376	319	290	107.5	107.5	148	28,975	9	783	113,423	
6月	107.9	102.0	101.8	102.7	732	482	400	500	376	319	290	107.5	107.5	146	14,953	7	1009	136,799	
7月	112.4	104.3	96.9	102.5	858	577	375	694	588	313	291	107.4	108.3	140	23,599	3	953	751,206	
8月	106.6	99.1	99.7	102.1	800	552	376	574	482	319	297	107.9	108.7	143	15,385	2	723	101,370	
9月	108.6	101.6	94.6	102.3	607	486	350	494	403	308	288	107.3	108.2	169	50,957	7	807	132,754	
10月	111.6	104.1	97.8	102.2	693	559	332	581	495	328	306	107.9	108.8	163	107,862	7	909	252,913	
11月	105.5	98.0	98.6	101.4	603	490	360	514	422	317	296	108.3	109.2	140	54,625	11	841	160,223	
12月	116.0	111.0	107.8	101.0	1,260	1,036	392	1,179	975	379	353	108.6	109.6	146	113,026	7	842	194,030	
令和7年1月	104.2	104.6	104.6	102.6	602	484	368	515	420	331	306	108.7	109.8	152	21,626	4	840	121,449	
2月	110.9	101.5	103.6	100.9	654	534	332	572	474	314	291	108.5	109.7	125	17,616	5	764	171,277	
3月	r 110.9	r 101.5	r 103.6	100.9	654	534	332	572	474	314	291	108.5	109.7	125	17,616	5	853	98,586	
4月	105.5	100.6	109.1	102.1	606	482	435	524	426	383	339	109.1	110.2	137	19,440	5	137	19,440	
5月	105.5	100.6	109.1	102.1	606	482	435	524	426	383	339	109.1	110.2	137	19,440	5	137	19,440	
6月	105.5	100.6	109.1	102.1	606	482	435	524	426	383	339	109.1	110.2	137	19,440	5	137	19,440	
令和6年1月	△11.5	—	—	△ 8.3	△ 10.7	△ 4.8	△ 4.8	△ 4.0	△ 4.6	△ 5.6	△ 5.3	0.0	△ 0.2	△ 11.9	△ 36.9	12.8	△ 7.3	△ 14.3	
令和2年	7.4	—	—	△ 10.4	△ 4.4	△ 4.2	△ 4.3	△ 0.7	△ 1.2	1.2	0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 19.1	69.3	△ 17.0	△ 22.4	△ 5.6	
令和3年	2.5	—	—	△ 0.1	△ 0.5	△ 8.3	△ 4.9	△ 2.0	△ 1.7	3.6	4.2	2.2	2.3	2.2	△ 20.6	△ 11.4	6.6	102.6	
令和4年	△ 3.5	—	—	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.2	△ 1.5	△ 1.2	△ 0.6	1.1	3.0	3.1	38.7	123.3	105.1	35.1	3.0	
令和5年	0.9	—	—	△ 2.6	△ 3.2	△ 4.9	△ 0.1	△ 4.6	5.6	2.0	2.1	2.1	2.5	11.6	△ 24.9	△ 17.5	15.1	△ 2.4	
令和6年1月	△ 8.3	—	—	△ 6.7	△ 7.5	△ 7.6	△ 6.3	△ 0.3	0.8	△ 5.4	△ 4.0	△ 1.8	△ 2.0	40.9	172.1	60.0	22.9	△ 9.9	
2月	△ 4.4	—	—	△ 0.3	△ 0.4	△ 1.4	△ 0.3	0.7	0.4	3.0	2.8	2.5	2.8	38.6	25.7	△ 20.0	23.3	44.5	
3月	5.6	—	—	△ 0.6	△ 0.3	△ 9.5	7.5	3.0	3.0	4.1	1.9	2.4	2.6	3.2	△ 62.9	△ 60.0	11.9	△ 3.5	
4月	1.9	—	—	△ 0.5	△ 0.3	6.2	5.0	2.3	0.2	3.2	3.4	1.6	2.2	2.3	△ 79.3	△ 125.0	28.3	△ 44.3	
5月	2.6	—	—	△ 0.3	△ 0.3	△ 2.9	10.5	6.4	8.8	2.2	1.4	1.9	2.5	45.9	7.1	△ 12.5	42.9	△ 50.9	
6月	0.8	—	—	△ 1.2	△ 3.1	18.9	△ 3.7	6.5	12.1	0.6	1.9	2.6	2.6	10.6	△ 75.1	△ 71.4	6.4	△ 27.2	
7月	△ 4.2	—	—	0.1	△ 1.5	7.2	5.5	8.9	10.7	2.0	3.3	2.2	2.7	△ 5.0	△ 70.4	△ 57.1	25.7	381.8	
8月	△ 5.2	—	—	△ 1.9	△ 0.4	6.7	6.5	5.6	7.3	2.3	1.5	2.4	2.8	11.6	△ 38.1	△ 71.4	△ 4.8	△ 6.4	
9月	△ 1.9	—	—	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.2	1.3	1.0	△ 1.1	1.8	2.0	2.4	30.3	76.5	16.7	12.0	△ 80.8	
10月	2.8	—	—	△ 0.1	△ 0.4	0.6	△ 21.2	3.7	4.6	△ 0.9	1.3	1.8	2.3	△ 6.1	△ 40.2	△ 50.0	14.6	△ 17.8	
11月	△ 5.5	—	—	△ 0.8	△ 1.6	△ 6.6	4.8	4.1	4.6	4.9	3.0	2.2	2.7	△ 5.4	122.3	△ 57.1	4.2	68.8	
12月	10.0	—	—	△ 0.3	0.0	△ 3.5	△ 4.5	7.2	7.3	8.7	7.0	2.4	3.0	4.3	381.5	133.3	3.9	87.9	
令和7年1月	△ 10.2	—	—	△ 1.5	△ 1.0	△ 11.3	△ 11.5	3.5	2.9	5.8	5.6	2.5	3.2	16.0	△ 2.3	33.3	19.8	53.4	
2月	6.4	—	—	△ 1.7	△ 7.8	△ 6.2	△ 6.8	1.9	1.9	2.0	3.8	2.2	3.0	2.5	△ 51.2	25.0	7.3	22.6	
3月	△ 4.9	—	—	△ 1.8	△ 1.8	△ 6.2	△ 6.8	1.9	1.9	2.0	3.8	2.2	3.0	2.5	△ 51.2	25.0	7.3	22.6	
4月	—	—	—	△ 1.2	△ 1.8	△ 14.2	△ 0.1	2.1	1.6	8.2	6.4	2.4	3.2	△ 16.0	△ 20.9	25.0	△ 5.8	△ 30.6	
5月	—	—	—	△ 0.5	0.2	—	—	4.1	5.0	5.3	4.0	3.4	3.5	△ 12.8	△ 31.9	△ 55.6	5.7	△ 9.3	
6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
令和6年1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—	—												

注) pは速報値、rは速報値から推定値に修正、△は減少を示している。

7) 「工業指標」の年の指数は原指数(月の指数は季節調整指数)である。東京都の「出荷」及び「在庫」の前年比、前月比(確報値)は公表されていない。

8) 前年比、前年同月比は実質増減率である。企業倒産は、101千万円以上の倒産を、大型倒産は負債額10億円以上の倒産をそれぞれ示している。

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	活用のポイント	職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円	- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象 - 中小企業、大企業どちらも利用可能 - 助成額は、訓練内容、企業規模により決定	
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円		
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円		

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	活用のポイント	雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)
①賃金規定制度	50万円 (40万円)	 - 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要 - 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※) - 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定 - 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算	(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能
②諸手当等制度			
③人事評価制度			
④職場活性化制度	25万円 (20万円)		
⑤健康づくり制度			
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)		

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑥を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	助成上限額		
		引き上げる 労働者数	右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

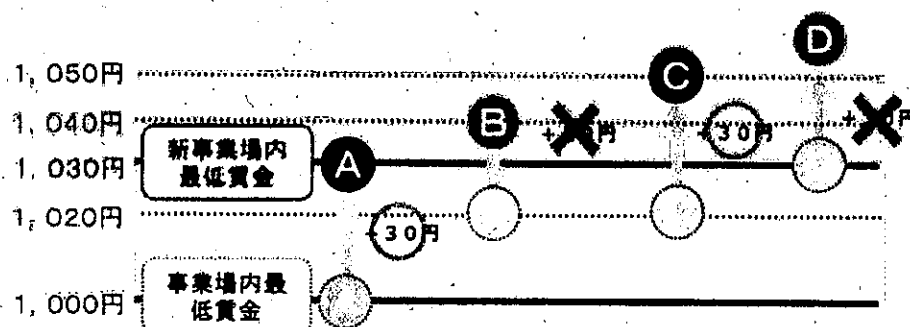
「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円 ■ 引上げ人数は2名とカウント



A：引き上げ人数としてカウント
B・C：
新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げて**いただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

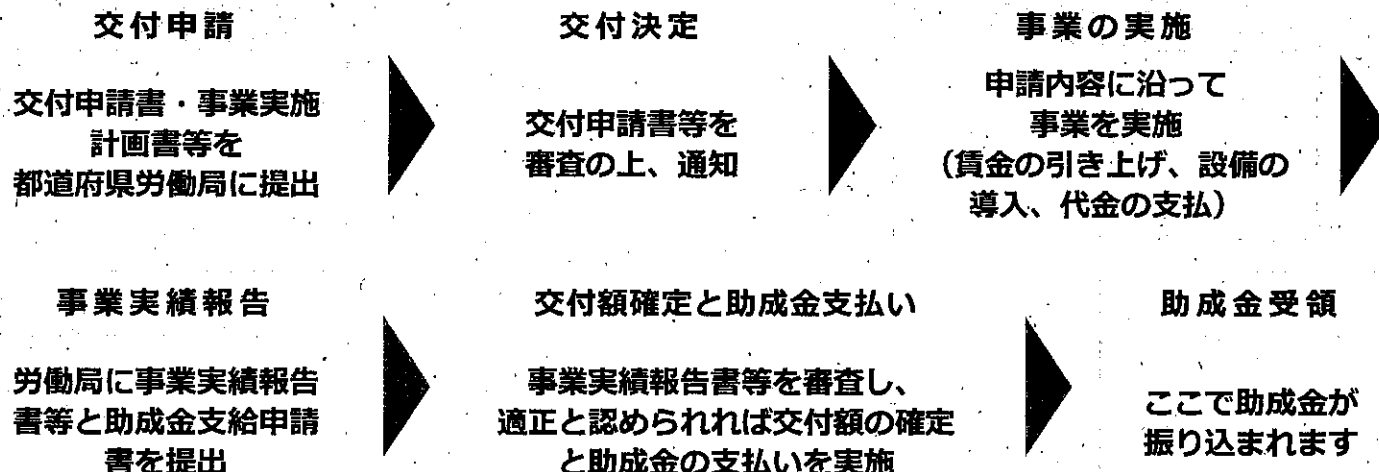


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 同一事業場の申請は年度内1回までです。

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

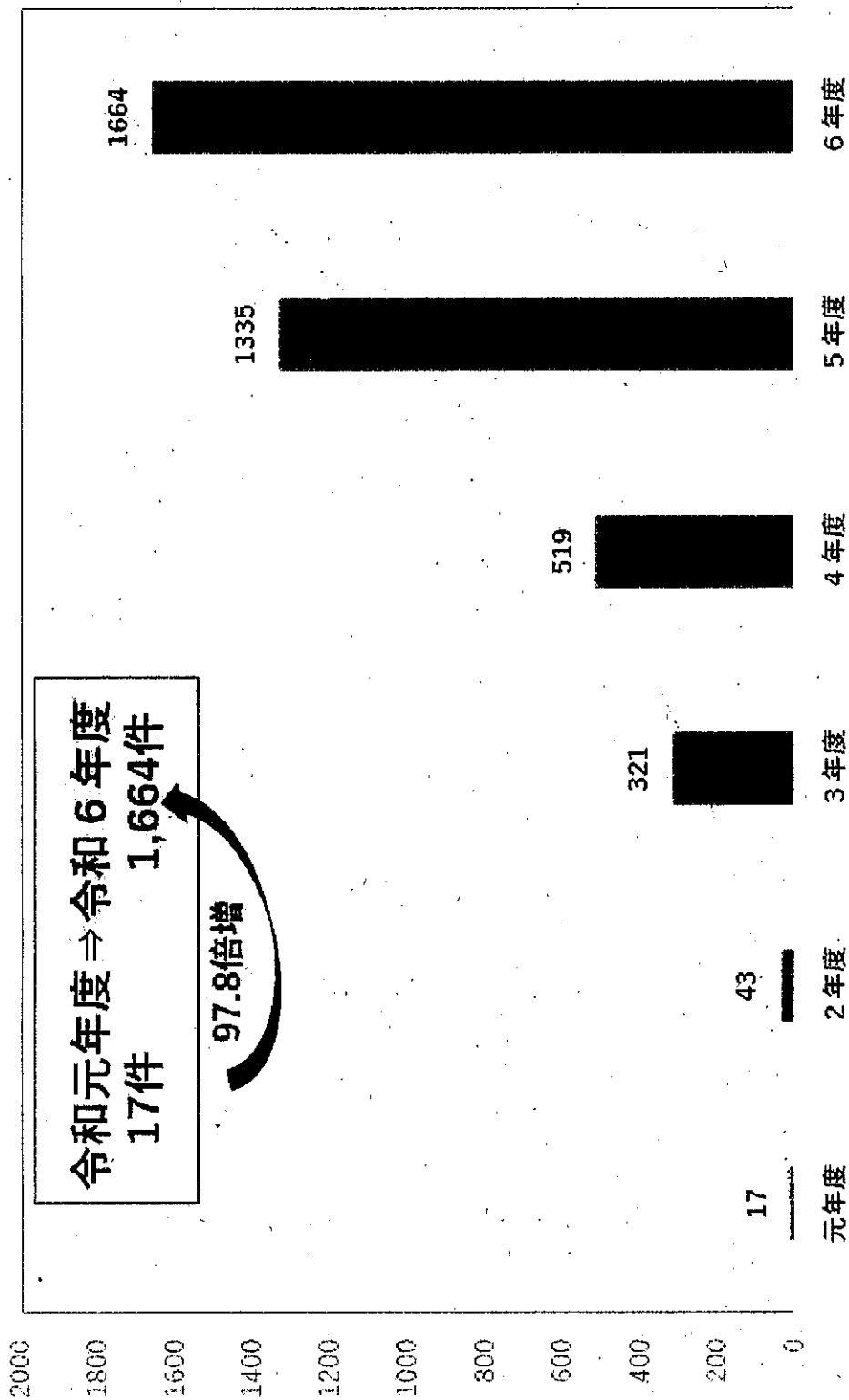
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和7年3月31日時点

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	25	17	27	52	179	501	53	63	88	25	0	0	1,030
02 青森	4	14	10	21	27	116	41	5	8	3	0	0	249
03 岩手	9	12	15	7	31	68	105	15	15	5	0	0	282
04 宮城	9	4	6	13	53	172	22	18	12	3	0	0	312
05 秋田	1	6	0	10	17	80	7	6	13	1	0	0	141
06 山形	2	11	6	9	25	67	62	6	5	8	0	0	201
07 福島	8	7	33	18	50	249	44	28	19	13	0	0	469
08 茨城	9	18	16	21	69	139	17	10	25	17	0	0	341
09 栃木	7	11	14	27	67	113	26	23	22	11	0	0	321
10 群馬	7	5	13	19	28	102	34	8	31	10	0	0	257
11 埼玉	14	12	21	43	72	214	32	37	80	24	0	0	549
12 千葉	5	17	25	27	68	163	38	27	52	27	0	0	449
13 東京	60	50	54	86	195	446	87	107	363	216	0	0	1,664
14 神奈川	13	26	25	40	114	235	31	36	72	28	0	0	620
15 新潟	10	15	26	34	55	183	15	15	15	7	0	0	375
16 富山	4	8	6	16	26	81	20	19	17	5	0	0	202
17 石川	10	4	9	9	28	109	30	11	15	2	0	0	227
18 福井	7	4	13	20	47	213	29	9	9	7	0	0	358
19 山梨	4	5	11	7	29	48	14	17	14	8	0	0	157
20 長野	6	12	18	26	56	153	17	29	47	12	0	0	376
21 岐阜	12	22	19	32	84	247	27	28	18	6	0	0	495
22 静岡	15	19	34	41	88	347	30	19	28	13	0	0	634
23 愛知	49	51	62	93	270	777	89	81	120	40	0	0	1,632
24 三重	6	10	12	16	43	215	14	17	23	11	0	0	367
25 滋賀	11	10	24	17	43	174	17	10	23	8	0	0	337
26 京都	11	18	16	23	40	240	22	22	39	21	0	0	452
27 大阪	59	69	89	107	340	714	93	87	174	94	0	0	1,826
28 兵庫	29	18	59	62	222	371	45	38	60	27	0	0	931
29 奈良	4	8	8	19	59	83	18	8	23	9	0	0	239
30 和歌山	9	8	8	16	34	147	15	13	17	10	0	0	277
31 鳥取	9	7	12	8	15	137	23	9	7	1	0	0	228
32 島根	9	8	5	6	15	85	36	10	8	2	0	0	184
33 岡山	18	18	22	25	68	207	14	5	24	4	0	0	405
34 広島	20	13	23	25	89	257	23	16	23	10	0	0	499
35 山口	7	5	13	11	84	142	32	19	31	4	0	0	348
36 徳島	5	3	7	14	24	79	292	24	11	5	0	0	464
37 香川	5	20	6	26	38	182	16	17	14	8	0	0	332
38 愛媛	6	14	1	15	25	109	76	11	14	9	0	0	280
39 高知	7	4	7	11	19	116	32	6	8	1	0	0	211
40 福岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	53	0	0	949
41 佐賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	9	0	0	295
42 長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
43 熊本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	11	0	0	374
44 大分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	10	0	0	371
45 宮崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
46 鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	6	0	0	215
47 沖縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	21	0	0	419
合 計	570	688	888	1,224	3,108	9,345	2,192	1,121	1,819	830	0	0	21,785



「業務改善助成金」申請件数の推移（東京局）

令和6年度 地域別最低賃金額一覽

採決状況の凡例：○全会一致 ●使側全賛反対 ▲使側全賛反対 △労側一部反対 ○使側一部反対 ■使側退席、採決不参加

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	本審 結審状況	発効年月日
北海道	1010 (960)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
青森	953 (898)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
岩手	952 (893)	● 使用審側反対	令和6年10月27日
宮城	973 (923)	▲○ 労側1名 使側3名反対	令和6年10月1日
秋田	951 (897)	■ 使側3名退席 2名反対	令和6年10月1日
山形	955 (900)	● 使用審側反対	令和6年10月19日
福島	955 (900)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
茨城	1005 (953)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
栃木	1004 (954)	○ 全会一致	令和6年10月1日
群馬	985 (935)	▲ 労側審側反対	令和6年10月4日
埼玉	1078 (1028)	○ 全会一致	令和6年10月1日
千葉	1076 (1026)	○ 全会一致	令和6年10月1日
東京	1163 (1113)	■ 使側3名退席不参加	令和6年10月1日
神奈川	1162 (1112)	○ 全会一致	令和6年10月1日
新潟	985 (931)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
富山	998 (948)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
石川	984 (933)	○ 使側2名反対	令和6年10月5日
福井	984 (931)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
山梨	988 (938)	▲○ 労側2名 使側2名反対	令和6年10月1日
長野	998 (948)	○ 全会一致	令和6年10月1日
岐阜	1001 (950)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
静岡	1034 (984)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
愛知	1077 (1027)	▲ 労側審側反対	令和6年10月1日
三重	1023 (973)	▲ 労側3名反対	令和6年10月1日

※ 括弧書きは、令和5年度地域別最低賃金額

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	本審 結審状況	発効年月日
滋賀	1017 (967)	▲○ 労側2名 使側2名反対	令和6年10月1日
京都	1058 (1008)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
大阪	1114 (1064)	○ 全会一致	令和6年10月1日
兵庫	1052 (1001)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
奈良	986 (936)	▲ 労側審側反対	令和6年10月1日
和歌山	980 (929)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
鳥取	957 (900)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
島根	962 (904)	● 使用審側反対	令和6年10月12日
岡山	982 (932)	▲ 労側審側反対	令和6年10月2日
広島	1020 (970)	▲ 労側3名反対	令和6年10月1日
山口	979 (928)	● 使用審側反対	令和6年10月1日
徳島	980 (896)	▲○ 労側2名 使側2名反対	令和6年11月1日
香川	970 (918)	○ 全会一致	令和6年10月2日
愛媛	956 (897)	○ 全会一致	令和6年10月13日
高知	952 (897)	○ 全会一致	令和6年10月9日
福岡	992 (941)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
佐賀	956 (900)	● 使用審側反対	令和6年10月17日
長崎	953 (898)	● 使用審側反対	令和6年10月12日
熊本	952 (898)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
大分	954 (899)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
宮崎	952 (897)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
鹿児島	953 (897)	● 使用審側反対	令和6年10月5日
沖縄	952 (896)	● 使用審側反対	令和6年10月9日
全国 加重平均額	1055 (1,004)		

令和6年度の地方最低賃金審議会の答申について

- 7月25日に中央最低賃金審議会が答申した地域別最低賃金額改定の目安（Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円）を踏まえ、8月29日までにすべての都道府県の地方最低賃金審議会が改定額が答申（※）。

（※）答申された改定額は、10月1日から順次発効。

令和6年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 47都道府県で、50円～84円の引上げ。

<引上げ額>

- 84円：1県（徳島）
- 59円：2県（愛媛、岩手）
- 58円：1県（島根）
- 57円：1県（鳥取）
- 56円：1県（佐賀、鹿児島、沖縄）
- 55円：4県（青森、福島、高知、長崎、大分、宮崎）
- 54円：3県（秋田、新潟、熊本）
- 53円：1県（福井）
- 52円：2県（茨城、香川）
- 51円：6県（石川、岐阜、兵庫、和歌山、山口、福岡）
- 50円：20都道府県（北海道、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、広島）

- 改定後の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）。

※全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。

※最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は、81.8%。

（昨年度は80.2%。なお、この比率は10年連続の改善）